

「中央区駐輪場整備ガイドライン」の策定について

☞ 「中央区自転車活用推進計画」（令和6年3月策定）に基づき、路上に駐輪している自転車の削減に向け、開発事業者が駐輪場を整備する際に配慮すべき事項を示した「中央区駐輪場整備ガイドライン」を策定し、さらなる駐輪場の整備推進を図っていく。

1 策定の背景

本区では、「中央区市街地開発事業指導要綱（以下、「指導要綱」という）」や「中央区まちづくり基本条例」で、開発事業者に対して駐輪場の整備を指導しているものの、住宅等以外の用途における必要台数等の詳細な規定を設けていない。そのため、開発事業者の適切な駐輪場の整備に向けて、「中央区駐輪場整備ガイドライン」を策定する。

2 内容

（１）対象の駐輪場：施設用駐輪場、公共用駐輪場

（指導要綱に規定する住宅、共同住宅、寄宿舍等における駐輪場は対象外）

（２）ガイドラインの構成：

第１章 ガイドラインの概要

第４章 公共用駐輪場の整備指針

第２章 駐輪場整備の基本方針

第５章 駐輪場の整備推進に向けた区の取組

第３章 施設用駐輪場の整備指針

※詳細については、別紙１のとおり

3 中央区駐輪場整備ガイドライン(案)

別紙２のとおり

4 今後のスケジュール

令和８年 ６月 策定

令和８年１０月～ 運用開始

第1章 ガイドラインの概要（本編1ページ）

路上駐輪の削減に向け、関連する条例等と連携し、「中央区駐輪場整備ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、民間施設内での施設用駐輪場や公共用駐輪場のさらなる整備推進を図っていくものである。

第2章 駐輪場整備の基本方針

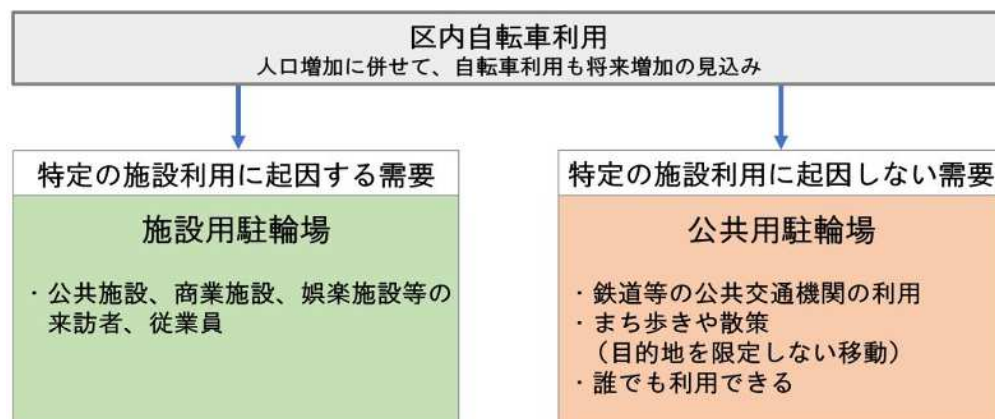
（1）駐輪場の役割（本編4ページ）

➤ 施設用駐輪場

商業施設、娯楽施設等の駐輪需要を生じさせる施設において、当該施設の利用者のための駐輪場の整備が必要である。

➤ 公共用駐輪場

鉄道等の公共交通機関の利用による駐輪需要や、まち歩き・散策等の特定の施設利用に起因しない駐輪需要においては、誰でも利用できる駐輪場の整備が必要である。



※施設利用者による路上駐輪が見受けられる場合、路上駐輪の防止を図る観点から、「公共用駐輪場」を補完的に活用することも想定する。

（2）多様な駐輪需要への対応（本編5～6ページ）

適切な駐輪場を整備するためには、下図に示すフロー図のように、路上駐輪の発生状況の確認や将来自転車利用予測等により、駐輪場の需要を把握した上で、多様な駐輪需要に対応することが必要である。



第3章 施設用駐輪場の整備指針（本編7～12ページ）

（1）施設用駐輪場の必要台数

施設用駐輪場の必要台数は、下表に示す施設の用途及び対象面積から算出すること。

施設の用途	対象面積	必要台数
百貨店、スーパーマーケット、その他小売店、飲食店	店舗面積	20㎡ごとに1台
病院、診療所	診療施設面積	15㎡ごとに1台
学習施設並びに教育及び趣味等の教授を目的とする施設	店舗もしくは教室面積	
遊技場、カラオケボックス	店舗面積	
銀行等金融機関	店舗面積	25㎡ごとに1台
スポーツ、体育及び健康の増進を目的とする施設	運動場面積	
事務所	事務所面積	100㎡ごとに1台

※施設の用途に応じて、一定規模を超える部分は別途必要台数を定める。

（2）台数の緩和条件

以下の緩和条件に適合する駐輪場は、該当部分の台数に、換算率を乗じて得られる台数を、計画台数としてみなすことができるものとする。

区分		換算率
緩和条件㉞	地上階への設置	1.3
緩和条件㉟	子ども乗せ自転車等の対応 (駐輪スペースの幅は1台あたり80cm以上)	1.3
緩和条件㊱	地上階への設置＋子ども乗せ自転車等の対応 (緩和対象㉞と㉟の併用)	1.5

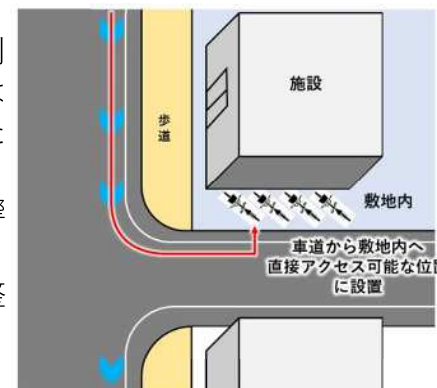
（3）駐輪場の構造

自転車1台あたりの大きさは、幅60cm、長さ190cmを標準とし、「第2章 2 多様な駐輪需要への対応」を踏まえ、出し入れしやすい駐輪スペースを確保すること。また、駐輪スペースは、自転車を固定するラックを整備したり、駐輪枠を床面に表示するなど、通路等その他の部分と明確に区別すること。

（4）駐輪場の設置位置

駐輪場の設置位置は、利用者の利便性を確保するため、施設内またはその敷地内の施設出入口に近接した位置とすること。

また、周辺の歩行者動線への影響を最小限とするため、可能な限り、車道から直接出入りできる位置に整備すること。



（5）駐輪場の管理

利用者による問合せに適切に対応するため、駐輪場管理者等連絡体制を整えること。

また、整備した駐輪場等は必要に応じて修繕や更新を行うこと。

（6）駐輪場の案内

施設利用者が路上に駐輪しないように、わかりやすい位置に看板を設置し駐輪場を案内すること。また、駐輪場までの経路をわかりやすく表示し、駐輪場内に設置する案内看板には、駐輪場の利用可能時間・利用料金等の明記をすること。

注：区特有の取組には、 マーク

第4章 公共用駐輪場の整備指針（本編 15~19ページ）

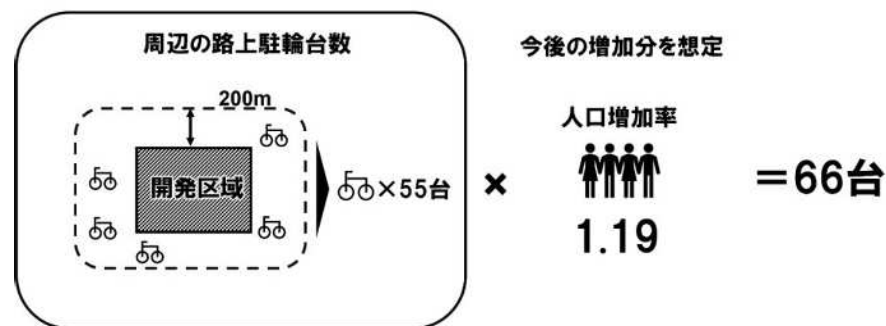
（1）公共用駐輪場の整備目標台数

公共用駐輪場の整備目標台数は、以下に示すとおり、周辺の路上駐輪台数に、今後増加が想定される自転車利用者数を見込み、算出するものとする。なお、算出した台数は、整備目標台数として設定するものであるが、地域の状況や計画の内容に応じた整備台数を区と協議し決定するものとする。

周辺の路上駐輪台数は、開発区域から約200m以内で発生している路上駐輪台数とする。現地調査を実施するか、区が把握している路上駐輪台数を用いて設定する。

今後増加が想定される自転車利用者数は、区が公開している地域別（京橋、日本橋、月島）の将来人口推計の比率（増加率）等を参考に算出するものとする。

算出イメージ



（2）駐輪場の運用形態

自転車利用者の利用目的や、利用時間帯、駐輪場の運営の効率性等を踏まえて、定期利用・一時利用の台数配分等を決定すること。

また、一時利用の料金は、時間貸しを基本とすること。定期利用の料金体系は、周辺の駐輪場における月極料金等を参考にすること。

（3）駐輪場の構造

自転車1台あたりの大きさは、幅60cm、長さ190cmを標準とし、「第2章 2 多様な駐輪需要への対応」を踏まえ、出し入れしやすい駐輪スペースを確保すること。また、駐輪スペースは、自転車を固定するラックの整備や、駐輪枠を床面に表示するなど、通路等その他の部分と明確に区別すること。

（4）駐輪場の設置位置

周辺の歩行者動線への影響を最小限とするため、可能な限り、車道から直接出入りできる位置に整備すること。

（5）駐輪場の管理

利用者による問合せに適切に対応するため、駐輪場管理者等の連絡体制を整えること。

また、駐輪場等は必要に応じて修繕や更新を行うこと。

（6）駐輪場の案内

誰もが駐輪場を利用できることを明示し、駐輪場の積極的な周知・案内を行うこと。また、駐輪場内に設置する案内看板には、駐輪場の利用可能時間・利用料金等を明記すること。

なお、整備した公共用駐輪場は、区が作成する「中央区自転車マップ」に掲載するものとし、必要情報を区に提供するなどの協力をする。

注：区特有の取組には、 マーク

第5章 駐輪場の整備推進に向けた区の取組

本ガイドラインに基づき整備した駐輪場の利用状況や、駐輪場周辺の路上駐輪状況を定期的に確認し、評価を行う。評価した結果や、社会情勢の変化、交通環境の変化等に応じて、路上駐輪対応方針に沿った効果的な内容となるよう、本ガイドラインを柔軟に見直すものとする。

(案)

中央区駐輪場整備ガイドライン

令和8（2026）年6月
中央区



【目次】	
第1章 ガイドラインの概要.....	1
1 ガイドライン策定の背景・目的.....	1
2 ガイドラインの位置付け.....	2
3 ガイドラインの対象.....	3
第2章 駐輪場整備の基本方針.....	4
1 駐輪場の役割.....	4
2 多様な駐輪需要への対応.....	5
第3章 施設用駐輪場の整備指針.....	7
1 整備指針.....	7
2 施設用駐輪場整備計画の作成.....	13
3 その他.....	14
第4章 公共用駐輪場の整備指針.....	15
1 整備指針.....	15
2 公共用駐輪場整備計画の作成.....	20
第5章 駐輪場の整備推進に向けた区の取組.....	21
1 ガイドラインの評価・改善.....	21
2 路上駐輪状況調査の活用.....	21
(参考) 関連する条例・要綱 抜粋.....	22

第1章 ガイドラインの概要

1 ガイドライン策定の背景・目的

本区では、令和6年3月に「中央区自転車活用推進計画」を策定し、路上に駐輪している自転車の削減に向け、効果的に対応していくために、今後の対策の方向性を「中央区路上駐輪対応方針」として整理し、既存駐輪場の利用促進や、駐輪場の設置の推進等に取り組んでいる。

駐輪需要に対応した駐輪場を整備するためには、公共用地を有効に活用した駐輪場の整備だけでなく、民間施設内において、施設利用者のための駐輪場（以下、「施設用駐輪場」という。）や、公共的に利用できる駐輪場（以下、「公共用駐輪場」という。）の整備を推進していくことが必要である。

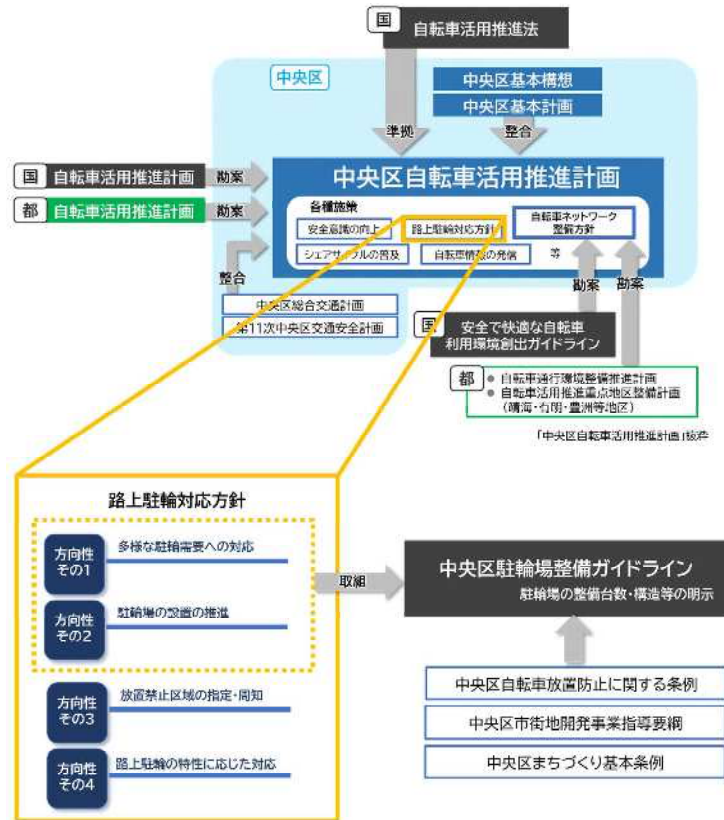
本区では、開発事業の機会を捉えながら、駐輪場の整備を推進しており、「中央区市街地開発事業指導要綱（以下、「指導要綱」という。）」では、開発事業において施設用駐輪場を整備することについて定め、また、「中央区まちづくり基本条例（以下、「まちづくり基本条例」という。）」では、公共用駐輪場の整備を開発事業の地域貢献の選択肢として定めている。

指導要綱やまちづくり基本条例においては、住宅等以外の用途における施設用駐輪場や、公共用駐輪場の必要台数等の詳細な規定を設けていないため、開発事業者による適切な駐輪場の整備に向けては、必要台数のほか、多様な駐輪需要への対応などを示すことが必要である。

こうした状況を踏まえ、関連する条例等と連携し、「中央区駐輪場整備ガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）を策定し、民間施設内での施設用駐輪場や、公共用駐輪場のさらなる整備推進を図っていくものである。

2 ガイドラインの位置付け

本ガイドラインは、図表1に示すとおり、関連する条例等と連携し、「中央区自転車活用推進計画」の路上駐輪対応方針に基づき策定するものである。



■図表 1 中央区駐輪場整備ガイドラインの位置付け

3 ガイドラインの対象

対 象 区 域：中央区全域

対象の自転車：道路交通法に定義される「普通自転車」

（原動機付自転車、電動キックボードは対象外）

対象の駐輪場：施設用駐輪場、公共用駐輪場

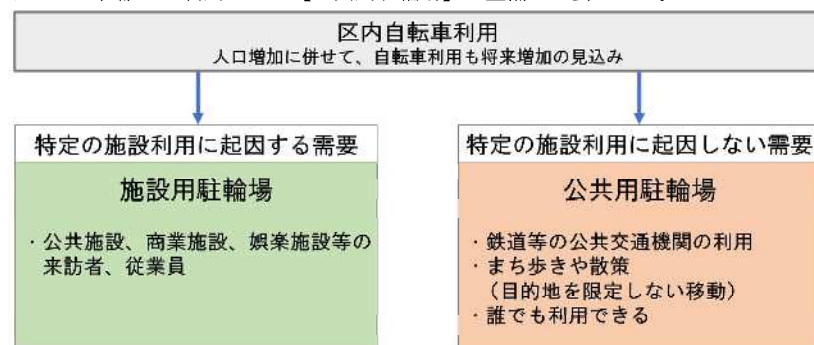
（中央区市街地開発事業指導要綱に規定する住宅、共同住宅、寄宿舍等における駐輪場は対象外）

第2章 駐輪場整備の基本方針

1 駐輪場の役割

商業施設や娯楽施設等の駐輪需要を生じさせる施設において、当該施設の利用者のために必要な駐輪場として、【施設用駐輪場】の整備が必要である。

また、鉄道等の公共交通機関の利用による駐輪需要や、まち歩き・散策等の特定の施設利用に起因しない駐輪需要においては、利用者の利便に供するとともに、歩行者と自転車の共存を図る観点や、地域全体の回遊性、日々の移動の快適性を確保するため、誰でも利用できる【公共用駐輪場】の整備が必要である。



■図表 2 施設用、公共用駐輪場整備の役割

一方で、施設用駐輪場が整備されていても、駐輪場の位置が施設出入口から離れている等の理由により施設利用者が駐輪場を利用しない場合や、敷地条件等の建築計画における制約等により、新たな駐輪場整備が困難な場合があり、結果として施設利用者による路上駐輪が見受けられる状況もある。そのため、路上駐輪の防止を図る観点から、限られたスペースの中で、施設利用者による駐輪需要の受け入れに際し、【公共用駐輪場】を補完的に活用することも想定する。

2 多様な駐輪需要への対応

区内における路上駐輪の傾向をみると、通勤・通学等の駐輪需要はもとより、買い物や通院等の短時間利用の駐輪需要も多くなってきている。また、近年増えている電動アシスト自転車やスポーツ車等、自転車の形状・重量が多様化したことにより、利用者からは既存の駐輪場を利用しにくいとの意見が寄せられている。

駐輪場が適切に利用されるためには、次頁の図表3に示すとおり、路上駐輪の発生状況の確認等や、将来自転車利用予測により、駐輪場の需要を把握した上で、多様な駐輪需要に対応するための検討を行うことが必要である。

以下に、駐輪場整備にあたり、多様な駐輪需要に対応するための配慮すべき事項を示す。

(1) 駐輪場の設置場所等の工夫

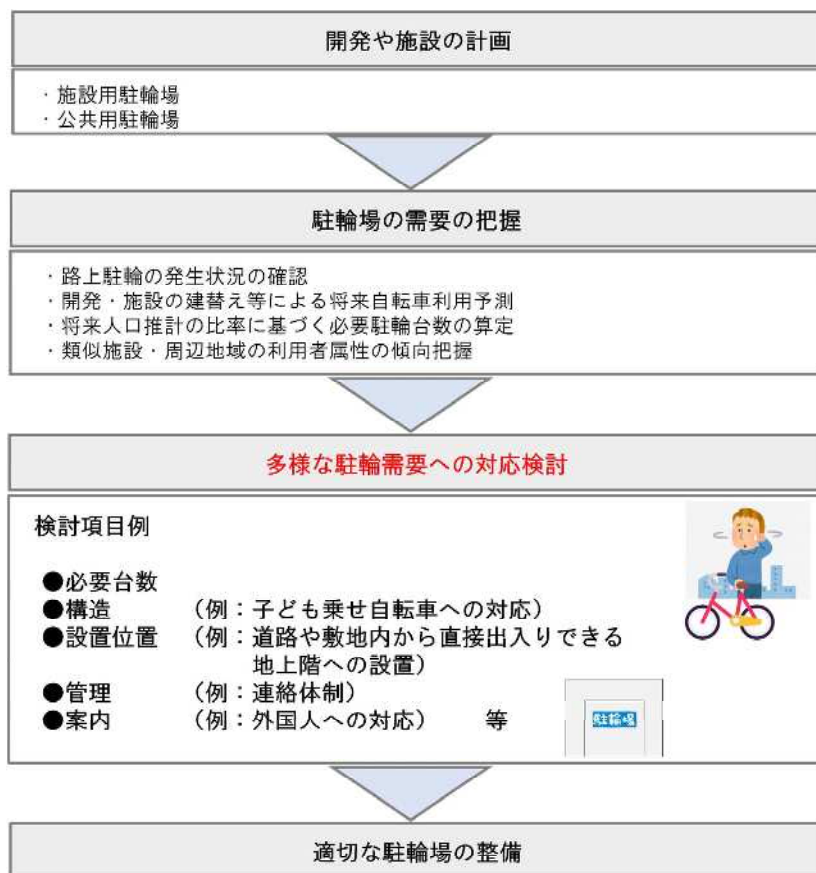
天候の状況や時間帯に左右されずに利用しやすい駐輪場とするためには、上屋の設置や、設置場所等を工夫することが必要である。駐輪場の設置場所は、利便性や入口の分かりやすさを考慮し、道路や敷地内から直接出入りできる地上階、施設入り口付近での整備が望ましい。地下階や2階以上の地上階に設置する場合には、傾斜の緩いスロープやエレベーターを設置する等、円滑に駐輪するための環境が必要である。

(2) 誰にでも分かりやすい案内表示の工夫

路上駐輪を防止するため年齢や国籍を問わず誰にでも分かりやすく、周辺道路から視認しやすい場所に駐輪場の案内表示の設置が必要である。また、案内表示には、駐輪場や利用可能な自転車を識別できるようなイラスト・記号、外国語表記を併記していくことが望ましい。

(3) 子ども乗せ自転車等の安全性を考慮した工夫

近年の子育て世代の人口増加により、子ども乗せ自転車の利用が増加しているほか、電動アシスト自転車やスポーツ車等、形状や重量が多様な形態の自転車が利用されており、自転車本体の重量が重く、2段ラックの上段に駐輪することが困難であったり、車体やタイヤの幅が広く、駐輪できる場所が制限される場合がある。そのため、自転車を出し入れしやすい、余裕のある駐輪スペース（80cm 程度以上）を確保し、平置き（ラックなし）や、自転車の多様な形態に対応したラックを整備することが望ましい。また、駐輪スペースを確保するだけでなく、子どもが安全に乗降できるように、傾斜や段差を少なくするような工夫をすることも必要である。



■図表3 駐輪場整備までの検討フローイメージ

第3章 施設用駐輪場の整備指針

1 整備指針

施設用駐輪場とは、商業施設や娯楽施設等の駐輪需要を生じさせる施設において、当該施設の利用者のために、施設側で整備が必要な駐輪場である。

(1) 施設用駐輪場の必要台数

施設用駐輪場の必要台数は、図表4に示すとおり、施設の用途及び対象面積から算出すること。

図表4に該当のない施設の用途については、近隣の類似する用途の施設における駐輪場の利用状況、周辺の路上駐輪状況等を踏まえ、必要台数を算出すること。

施設の用途	対象面積	施設用駐輪場の必要台数
百貨店、スーパーマーケット、 その他小売店、飲食店	店舗面積	対象面積 20 ㎡ごとに1台。 対象面積が 1,200 ㎡を超える部分については、 60 ㎡ごとに1台。 対象面積が 5,000 ㎡を超える部分については、 120 ㎡ごとに1台。
病院、診療所	診療施設面積	対象面積 15 ㎡ごとに1台。 対象面積が 5,000 ㎡を超える部分については、 30 ㎡ごとに1台。
学習施設並びに教育 及び趣味等の教授を 目的とする施設	店舗もしくは 教室面積	
遊技場、カラオケボックス	店舗面積	
銀行等金融機関	店舗面積	対象面積 25 ㎡ごとに1台。 対象面積が 5,000 ㎡を超える部分については、 50 ㎡ごとに1台。
スポーツ、体育及び 健康の増進を目的 とする施設	運動場面積	
事務所	事務所面積	対象面積 100 ㎡ごとに1台。 対象面積が 5,000 ㎡を超える部分については、 200 ㎡ごとに1台。

■図表4 施設用駐輪場の用途別必要台数

●注意事項

- ・図表 4 により、算出した台数に 1 台未満の端数がある場合は、その端数を切り上げること。
- ・対象面積は、階段、エスカレーター、エレベータ、壁等により明確に区分された通路、トイレ、倉庫、給湯室、塔屋、機械室、事務所以外の用途にある従業員事務室、これらに類するものを除く。
- ・用途が複数ある場合は、各用途の対象面積ごとに必要台数を算出する。
- ・学習施設とは、学習塾、料理教室等の学習、教養、趣味等の教授のために一般の利用者を対象として営業するものであり、学校教育法第 1 条の学校、第 1 2 4 条の専修学校、第 1 3 4 条の各種学校を除く。
- ・遊技場とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条 4 号及び 5 号に規定する設備を設けて客に遊戯をさせる施設をいう。
- ・銀行等金融機関とは、銀行法に規定する銀行、相互銀行法に規定する相互銀行、信用金庫法に規定する信用金庫、長期信用銀行法に規定する信託銀行、労働金庫法に規定する労働金庫及び中小企業等協同組合法に規定する信用協同組合をいう。
- ・従業員の自転車通勤を認めている場合には、従業員数に応じた駐輪場整備も必要である。

算出例①

対象面積 1,510 m² のスーパーマーケットの場合、
 対象面積 1,200 m² までの部分は 20 m² ごとに 1 台のため、 $1,200 \div 20 = 60$ 台
 対象面積 1,200 m² を超える部分（1,510 m² - 1,200 m² = 310 m²）は 60 m² ごとに 1 台のため、 $310 \div 60 = 5.2$ 台
 合わせて、 $60 + 5.2 = 65.2 \div 66$ 台（切り上げ）を施設用駐輪場の必要台数とする。

算出例②

対象面積 290 m² の小売店と、対象面積 145 m² の遊技場の混合施設の場合、
 小売店 $290 \div 20 = 14.5$ 台
 遊技場 $145 \div 15 = 9.7$ 台
 合わせて、 $14.5 + 9.7 = 24.2 \div 25$ 台（切り上げ）を施設用駐輪場の必要台数とする。

（２）台数の緩和条件

（１）で算出した施設用駐輪場の必要台数を確保するだけでなく、多様な駐輪需要に対応した、使いやすい駐輪場を整備することが必要である。

このため、以下に示す緩和条件に適合する駐輪場は、該当部分の台数に、換算率を乗じて得られる台数を、計画台数としてみなすことができるものとする。ただし、2 段ラックの上段に設置する駐輪スペースは、緩和条件に適合しないものとする。

緩和条件⑦ 地上階への設置（換算率 1.3）

駐輪場の位置は、利用者の利便性の確保のため、道路や敷地内から直接出入りできる「地上階」への設置とすること。

緩和条件④ 子ども乗せ自転車等に対応した整備（換算率 1.3）

駐輪スペースの幅は、子ども乗せ自転車等にも対応するため、1 台あたり 80cm 以上を確保すること。

緩和条件⑦ 地上階へ子ども乗せ自転車等に対応した整備（換算率 1.5）

緩和条件⑦及び④のいずれにも適合した駐輪場を整備すること。



■図表 5 台数の緩和条件

区分		換算率
緩和条件㉗	地上階への設置	1. 3
緩和条件㉘	子ども乗せ自転車等の対応	1. 3
緩和条件㉙	地上階への設置+子ども乗せ自転車等の対応 (緩和条件㉗と㉘の併用)	1. 5

■図表 6 緩和条件別 換算率一覧

※算出した計画台数の合計に 1 台未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てること。

算出例

対象面積より算出した必要台数 240 台に対して、㉗地上階への設置のみ (50 台)、㉘子ども乗せ自転車等の対応のみ (10 台)、㉙地上階への設置+子ども乗せ自転車等の対応 (15 台) を計画する場合、

緩和条件㉗ 50 台→50 台×換算率 1.3=65 台

緩和条件㉘ 10 台→10 台×換算率 1.3=13 台

緩和条件㉙ 15 台→15 台×換算率 1.5=22.5 台

合計 100.5 台≒100 台 (切り捨て) を該当部分の計画台数とみなす。

必要台数 240 台を満たすための、残りの計画台数 (緩和条件対象外の部分) は、
240 台-100 台=140 台となる。

実際に整備する台数は、緩和条件㉗～㉙に適合した 75 台 (換算前) に緩和条件対象外の 140 台を加え、合計 215 台となる。

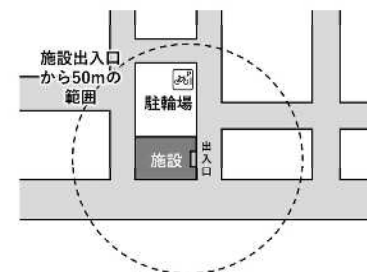
(3) 駐輪場の構造

自転車 1 台あたりの大きさは、幅 60cm、長さ 190cm を標準とし、「第 2 章 2 多様な駐輪需要への対応」を踏まえ、出し入れしやすい駐輪スペースを確保すること。また、駐輪スペースは、自転車を固定するラックを整備したり、駐輪枠を床面に表示するなど、通路等その他の部分と明確に区別すること。

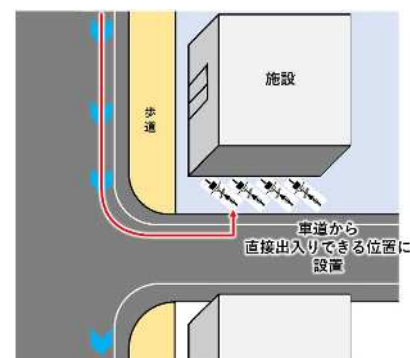
(4) 駐輪場の設置位置

駐輪場の設置位置は、利用者の利便性を確保するため、施設内またはその敷地内の施設出入口に近接した位置とすること。当該施設出入口に近接した位置に設置できない場合においては、出入口から概ね 50m 以内の位置に駐輪場を設置すること。

また、周辺の歩行者動線への影響を最小限とするため、可能な限り、車道から直接出入りできる位置に整備すること。



■図表 7 駐輪場設置の範囲の目安



■図表 8 歩行者動線に配慮した駐輪場設置位置のイメージ

(5) 駐輪場の管理

利用者による問合せに適切に対応するため、駐輪場管理者等の連絡体制を整えること。

また、整備した駐輪場、設置した案内看板等については、駐輪場の管理者や所有者が、定期的に劣化状況等を確認し、必要に応じて修繕や更新を行うこと。

(6) 駐輪場の案内

施設利用者が路上に駐輪しないように、わかりやすい位置に看板を設置し駐輪場を案内すること。施設出入口と駐輪場が離れている場合には、駐輪場までの経路をわかりやすく表示すること。また、駐輪場内に設置する案内看板には、駐輪場の利用可能時間・利用料金・利用上の注意・管理者の問合せ先等を明記すること。



■図表 9 案内看板



■図表 10 駐輪場に設置する表示

2 施設用駐輪場整備計画の作成

施設用駐輪場の整備にあたっては、本章に記載する内容について事前に区と協議を行い、施設用駐輪場整備計画を作成すること。

施設用駐輪場整備計画に記載する事項

- 整備台数
- 駐輪場設置場所（別添の建物平面図に明記）
- 駐輪場平面図
 - ・台数算定根拠 記入例①
 - ・駐輪スペース寸法及び構造
(平置きやラック等の種別、ラックの場合はラック詳細図)
 - ・駐輪場の案内方法 記入例②

記入例①

- ・自転車駐車場として 17 台分を確保する。

台数算定根拠：

小売店舗（店舗面積 300 ㎡）：300 ÷ 20 = 15 台

遊技場（店舗面積 150 ㎡）：150 ÷ 15 = 10 台

合計必要台数：15 台 + 10 台 = 25 台

緩和条件⑦「地上階への設置 + 子ども乗せ自転車等に対応」（17 台）を計画

→ 17 台 × 換算率 1.5 = 25.5 台 ≒ 25 台 ≧ 必要台数 25 台

記入例②

- ・自転車での施設利用者に対して、HP や、案内看板等を用いて、駐輪場に誘導し、敷地周辺の道路上に駐輪することのないよう徹底する。

3 その他

（１）歩行者空間を中心とした地域への対応

地域の方針等により、歩行者空間を中心とした地域等においては、歩行者が安全・安心に買い物やまち散策を楽しめるよう、「本章 1 整備指針」にかかわらず、区と協議を行い、地域の将来像や、周辺施設の立地状況等を考慮し、【公共用駐輪場】の活用を検討する。【公共用駐輪場】を活用する場合には施設利用者に対して、案内看板や、HP 等を用いて、【公共用駐輪場】への誘導を行うこと。

（２）小規模な施設の新設等における駐輪場整備

指導要綱第3条第1項に規定する開発事業に該当しない計画においても、大量の駐輪需要を生じさせる施設を設置し、または管理する者は、当該施設の利用者のために必要な駐輪場を設置するよう努めること。

（３）駐輪場整備以外の対応

敷地条件等の建築計画の制約等により、駐輪場の整備が困難な場合で、周囲に活用できる【公共用駐輪場】がない場合には、従業員の自転車通勤を制限するとともに、施設利用者による自転車利用の抑制に向けた周知を行うこと。

（４）学校、公共施設等における駐輪場の整備

学校や公共施設等における駐輪場の整備は、利用実態（予測）を把握した上で施設管理者が適切な駐輪場の整備を行うこと。

第4章 公共用駐輪場の整備指針

1 整備指針

公共用駐輪場とは、まちづくり基本条例による地域貢献や、路上駐輪対策として整備する、誰もが利用できる駐輪場である。

（１）公共用駐輪場の整備目標台数

公共用駐輪場の整備目標台数は、以下に示すとおり、周辺の路上駐輪台数に、今後増加が想定される自転車利用者数を見込み、算出するものとする。なお、算出した台数は、整備目標台数として設定するものであるが、地域の状況や計画の内容に応じた整備台数を区と協議し決定するものとする。

周辺の路上駐輪台数

周辺の路上駐輪台数は、開発区域（開発に伴わない駐輪場整備の場合は駐輪場の整備位置）から約200m以内で発生している路上駐輪台数とする。

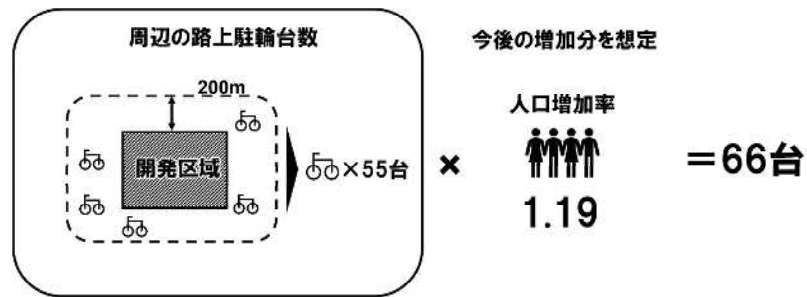
路上駐輪台数は、現地調査を実施するか、区が把握している路上駐輪台数を用いて、設定することとする。

今後増加が想定される自転車利用者数

今後増加が想定される自転車利用数は、区が公開している地域別（京橋、日本橋、月島）の将来人口推計の比率（増加率）等を参考に算出するものとする。また、新たな鉄道駅の設置等が見込まれる場合には、鉄道駅の乗降客数の予測等を考慮し算出すること。

算出例

勝どきの〇〇開発事業において公共用駐輪場を整備する場合
 開発区域内および開発区域から約 200m 以内にある周辺の路上駐輪台数は 55 台
 今後 10 年間の月島地域の人口増加率は、
 R17 年月島地域の人口推計 105,762 人 ÷ R7 年月島地域の人口推計 89,069 人
 ≒ 1.19
 整備目標台数は、
 周辺の路上駐輪台数に、人口増加率を乗じて、55 台 × 1.19 = 65.45 台 ≒ 66 台（切り上げ）



■図表 11 公共用駐輪場の整備目標台数の算出イメージ

(2) 駐輪場の運用形態

自転車利用者の利用目的や、利用時間帯、駐輪場の運営の効率性等を踏まえて、定期利用・一時利用の台数配分等を決定すること。

また、一時利用の料金は、時間貸しを基本とし、定期利用の料金は、周辺の駐輪場における月極料金等を参考にする事。

区営駐輪場 (一時利用)	最初の 2 時間：無料 その後、8 時間ごとに 100 円ずつ加算
民営駐輪場 (一時利用)	●東京駅周辺（一例） 最初の 1 時間：無料 その後、6 時間ごとに 100 円ずつ加算 ●晴海（一例） 最初の 2 時間：無料 その後、2 4 時間 150 円 (交通系電子マネー、2 次元コード決済支払い)
区営駐輪場 (定期利用)	区民一般：1 か月 1500 円、3 か月 4000 円 区民学生：1 か月 1000 円、3 か月 2500 円 区民以外：1 か月 2000 円、3 か月 5500 円

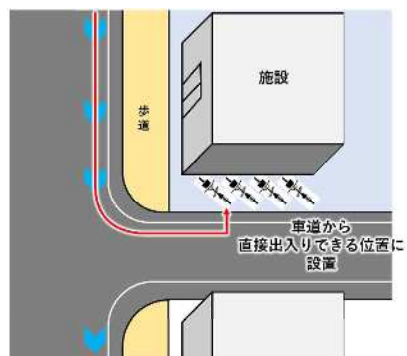
■図表 12 (参考) 区内の区営、民営駐輪場の利用料金 (令和 7 年 10 月時点)

(3) 駐輪場の構造

自転車1台あたりの大きさは、幅60cm、長さ190cmを標準とし、「第2章(2)多様な駐輪需要への対応」を踏まえ、出し入れしやすい駐輪スペースを確保すること。また、駐輪スペースは、自転車を固定するラックの整備や、駐輪枠を床面に表示するなど、通路等その他の部分と明確に区別すること。

(4) 駐輪場の設置位置

周辺の歩行者動線への影響を最小限とするため、可能な限り、車道から直接出入りできる位置に整備すること。また、歩道上に駐輪場を整備する場合は、原則、車道側に出入口を設置し、歩行者の通行に支障とならないようにすること。



■図表 8 歩行者動線に配慮した駐輪場設置位置のイメージ(再掲)

(5) 駐輪場の管理

利用者による問合せに適切に対応するため、駐輪場管理者等の連絡体制を整えること。

また、整備した駐輪場、設置した案内看板等については、駐輪場の管理者や所有者が、定期的に劣化状況等を確認し、必要に応じて修繕や更新を行うこと。

(6) 駐輪場の案内

駐輪場の出入口をわかりやすくし、誰もが駐輪場を利用できることを明示するとともに、駐輪場の積極的な周知・案内を行うこと。また、駐輪場内に設置する案内看板には、駐輪場の利用可能時間・利用料金・利用上の注意・管理者の問合せ先等を明記すること。

なお、整備した公共用駐輪場は、区が作成する「中央区自転車マップ」に掲載するものとし、必要情報を区に提供するなどの協力を行うこと。



■図表 13 中央区自転車マップ

2 公共用駐輪場整備計画の作成

公共用駐輪場の整備にあたっては、本章に記載する内容について事前に区と協議を行い、公共用駐輪場整備計画を作成すること。

公共用駐輪場整備計画に記載する事項

- 整備台数
- 駐輪場設置場所（別添の施設平面図に明記）
- 駐輪場平面図
 - ・台数算定根拠
 - ・駐輪スペース寸法及び構造
（平置きやラック等の種別、ラックの場合はラック詳細図）
- 竣工後、駐輪場運用開始前に、下記について、区に報告する。
- 駐輪場利用料金
- 駐輪場の管理者、問合せ先

第5章 駐輪場の整備推進に向けた区の実組

1 ガイドラインの評価・改善

本ガイドラインに基づき整備した駐輪場の利用状況や、駐輪場周辺の路上駐輪状況を定期的に確認し、評価を行う。評価した結果や、社会情勢の変化、交通環境の変化等に応じて、路上駐輪対応方針に沿った効果的な内容となるよう、本ガイドラインを柔軟に見直すものとする。

2 路上駐輪状況調査の活用

下記の路上駐輪状況調査を定期的の実施し、路上駐輪が多く発生している箇所や、自転車利用者の需要等を把握し、駐輪特性に応じた啓発活動や、需要に応じた駐輪場の整備を推進する。既存の特定の施設（オフィスビル、商業施設、住宅施設等）において、施設利用者や、居住者による路上駐輪が常態化している場合は、区は施設管理者等に対し、駐輪場の確保、または近隣の駐輪場の案内を積極的に行うように要請する。

（1）路上駐輪台数調査（隔年実施）

調査範囲： 区内における国道・都道・区道すべて

調査日時： 11月頃の平日 おおむね 15:00～19:00

調査方法： ・道路上にある自転車台数を調査

・所有者が近くにいない自転車が対象

・宅地内に車輪の一部が入っている場合は対象外

（2）駐輪場利用台数調査（隔年実施）

調査範囲： 区内で区が把握する区立駐輪場および民営駐輪場

調査日時： 11月頃の平日 おおむね 15:00～19:00

調査方法： ・駐輪場の一時利用と定期利用それぞれの駐輪台数を調査

(参考) 関連する条例・要綱 抜粋

■中央区自転車の放置防止に関する条例

(施設の設置者等の責務)

第八条 公共施設、商業施設、娯楽施設等の自転車の大量の駐車需要を生じさせる施設を設置し、又は管理する者は、当該施設の利用者のために必要な駐輪場を設置するよう努めるとともに、区の施策に積極的に協力しなければならない。

(設置)

第十五条 自転車利用者の利便に供するとともに、自転車の放置防止に資するため、区に中央区立駐輪場(以下、「区立駐輪場」という。)を設置する。

■中央区市街地開発事業指導要綱

(適用範囲)

第3条 この要綱は、事業区域の面積が100平方メートル以上の開発事業に適用する。

ただし、当該開発事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 ～ 三 略

(開発建築物全体における計画上の配慮)

第16条 開発事業者は、開発建築物の計画に当たり、次に掲げる事項に留意するものとする。

五 住宅等以外の用途にあっては、当該用途に応じて区長が必要と認める台数分の自転車駐車場を確保すること。

■中央区まちづくり基本条例

(定義)

第三条

4 この条例において「開発事業」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 都市開発諸制度の活用による建築
- 二 敷地面積が三千平方メートル以上の建築

(開発計画への反映)

第七条 開発事業者は、開発事業を行うための計画(以下、「開発計画」という。)を策定する際、次に掲げる事項を反映するものとする。

- 三 駐車場の設置、駐輪場の設置その他の交通対策に関すること。

■開発計画への反映事項に関する指針

別表1

ア	イ	ウ	エ
	対象施設等	対象地域	特記事項
交通対策	③自転車駐車場	全域	・建物居住者・建物利用者以外の者に時間単位等の利用ができるよう整備する。